

ソフトウェア使用許諾契約書

別紙（使用許諾の範囲）

製品名： QND Premium (QND Advance) / QND Standard

1. 定義

(1) QND

QND Premium (QND Advance)および QND Standard を総称して QND という。

(2) マスターサーバー

QND にて管理するデータを蓄積する端末をマスターサーバーという。

(3) スレーブサーバー

マスターサーバーの負荷軽減のために使用する端末をスレーブサーバーという。

(4) クライアント

マスターサーバーに、インベントリ情報が収納された端末を「クライアント」という。

2. 使用許諾の範囲

(1) マスターサーバー用プログラムを1台の端末にのみインストールすることができます。

(2) スレーブサーバー用プログラムおよび管理者用コンソール用プログラムを任意の数の端末にインストールして使用することができます。

(3) 『ライセンス証書』に記載されたライセンス数のクライアントに対して、マスターサーバーへインベントリ情報を収納し、使用することができます。

(4) バックアップ目的で、「本プログラム」の複製物を1部のみ作成することができます。

3. 留意事項

(1) 端末のインベントリ情報をマスターサーバーに収納すると、1ライセンスの使用としてカウントされます。現存する端末の当該インベントリ情報を削除した場合にも、当該ライセンスを他の同時に現存する「クライアント」に流用することはできません。ただし、対象の端末が、廃棄等の事情により使用されなくなった場合には、その「クライアント」に使用していたライセンスを新規の別の端末に使用することができます。

(2) マスターサーバー、スレーブサーバー、管理者用コンソールとして機能している端末であっても、そのインベントリ情報を収納した場合には、「クライアント」としての1ライセンスの使用としてカウントされます。

(3) 同一の「クライアント」が複数のOSをインストールして使用している場合には、当該OSごとに1ライセンスを使用する複数の「クライアント」としてカウントされます。

(4) インベントリ情報として収納された端末であったとしても、SNMPによって収集された端末、ISM CloudOne 経由にて収集された端末は、ライセンスカウントされません。

4. 「本ソフトウェア」の著作権

「本ソフトウェア」の著作権は、クオリティソフト株式会社およびシステムインテリジェント株式会社が保有します。

以 上